

令和5・6年度競争参加資格審査申請書の提出について

1. 資格の有効範囲

中国財務局 及び 広島国税局

2. 受付期間

集中受付期間: 令和4年12月1日(木曜日)から令和5年1月13日(金曜日)
(ただし年末年始: 12月29日から1月3日の間、及び土曜日・日曜日・祝日は除く)
※集中受付期間終了後は随時審査(書類による申請のみ)の受付となります。

3. 受付場所

中国財務局 管財部 統括国有財産管理官(第三部門)
〒730-8520 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館10階
電話番号 082-221-9221 (内線3557)

※インターネット一元受付において申請を行ったものについては、書類での提出は不要です。(二重登録はできません。)

4. 申請書類

別添『資格審査申請書受付票・整理カード』及び『一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類作成要領』に基づき作成した申請書類と添付書類

○【重要】建設工事の競争参加資格申請に必要な総合評定値通知書

①定期受付(集中受付期間)

次の2つの条件をいずれも満たすもの。

- a. 令和3年6月15日より後のものを審査基準日とするもので、かつ、令和3年6月15日より後のものを審査基準日とする経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)が複数ある場合は、そのうち最新のもの。
- b. 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類を提出してください。

②随時受付(集中受付期間終了後)

次の2つの条件をいずれも満たすもの。

- a. 申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの。

- b. 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類を提出してください。

5. 提出方法

原則郵送（書留郵便とする）とします。

※書類は『資格審査申請書受付票・整理カード』に記載の順に並べて提出してください。

6. 業種区分

建設工事 及び 測量・建設コンサルタント等(付表『業種種目コード表』の区分による)

7. 資格の有効期限

- 集中受付期間中に申請が受理された場合
⇒令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 集中受付期間終了後、随時受付にて申請が受理された場合
⇒資格を付与された日から令和7年3月31日まで

8. その他注意点等

- (1) 申請書類は、財務省独自の様式となっていますので、他の様式では受け付けません。申請書類に不備がある場合は受理できませんのでご注意願います。
- (2) 納税証明書及び登記事項証明書については、申請日から3ヶ月前までに発行されたものを提出してください。写し（鮮明なもの）で代用できます。
- (3) 等級決定通知書及び登録通知書については、紛失されても再発行は行いませんので大切に保管してください。